

市内農業者物価高騰等対応補助事業を申請する際の注意点について！！

1. 対象経費について

- (1) 対象経費は、確定申告書を提出する際に作成する「令和5年分所得税青色申告決算書（農業所得用）」の、⑪肥料費、⑯諸材料費、⑰動力光熱費に記載されている金額で計算します。
- (2) 対象経費の肥料費・諸材料費・動力光熱費を⑪・⑯・⑰以外に計上している場合は、別途、領収書や請求内訳書などの内容が分かる書類を提出していただきます。

【具体例】

- ・ビニールハウスを修理した経費を修繕費として別に経費計上した。
(修繕費に含まれている諸材料費に該当する資材等が該当します。)
- ・動力光熱費とは別に車両関係費を燃料費として別に経費計上した。
(車両関係費に含まれる動力光熱費に該当するガソリン等が該当します。) など

※青色申告決算書又は白色申告収支内訳書に経費計上し、税務署が経費として認めた金額で補助額を計算します。

- (3) 水道代は値上がりしておりますので対象経費から除きます。
動力光熱費の内訳で水道代が分かる書類を提出していただきます。

2. 補助額の算定方法

【青色申告決算書】

$$(⑪\text{肥料費} + ⑯\text{諸材料費} + ⑰\text{動力光熱費}) \times 1/2 \times 30\%$$

【白色申告収支内訳書】

$$(ニ\text{肥料費} + チ\text{諸材料費} + ヌ\text{動力光熱費}) \times 1/2 \times 30\%$$

※対象経費を⑪・⑯・⑰、ニ・チ・ヌ以外に計上している場合は、別途、領収書や請求内訳書などの内容が分かる書類で確認ができれば対象経費にできます。

※その他ご不明な点等ございましたら産業振興課農業係までご連絡ください。

農業者の皆様へ

市内農業者物価高騰等対応補助事業(令和5年度限定)

長引くエネルギー・物価高騰等の影響を受けながらも、農業を継続している市内農業者の方の経費負担軽減を目的に、市内農業者物価高騰等対応補助金を交付します。

補助対象

市内の農業者又は市外に居住しているが、市内に農地を所有している農業者で、次のいずれの項目にも該当する方が対象となります。

- (1) 令和5年中に農業収入がある方。
- (2) 今後も市内で農業経営を継続する意向があること。

対象経費

令和5年1月1日～12月31日に支出した農業に係る以下の経費

肥料費・諸材料費・動力光熱費(電気・ガス・ガソリン・重油・灯油などの燃料費)※水道代を除く

補助内容

令和5年中の半年分(補助対象経費の1/2)の合計額に30%を乗じた額

※ただし、安全安心農業推進事業補助金、市産農産物等活用推進事業補助金と重複している部分は除く。

※他自治体で同様の補助を受けた額は除く。

※合計後1千円未満は切り捨て

提出書類

【提出書類】

- ① 西東京市内農業者物価高騰等対応補助金交付申請書
- ② 西東京市内農業者物価高騰等対応補助金請求書
- ③ 令和5年分 所得税青色申告決算書(農業所得用)の写し又は白色申告収支内訳書(農業所得用)の写し
- ④ 動力光熱費の内訳のわかるもの
- ⑤ その他(必要に応じて)

※概算払を希望の方は、産業振興課までご連絡ください。

【申請方法】 西東京市産業振興課窓口へ直接申請又は郵送

【申請期間】 令和5年10月16日(月)～令和6年3月15日(金)

(窓口の場合は土日祝日除く。郵送の場合は令和6年3月15日消印有効)

西東京市生活文化スポーツ部産業振興課農業係

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 田無第二庁舎5階

電話:042-420-2820

補助対象経費及び補助額の算定方法

青色申告決算書の場合

令和 05 年分所得稅有申告會計書 (總務課用)

新編
古今圖書集成

卷之三

酒 精 酸 酯 酯 仲 伸 周 菲 德 楊 周 廣

- ・対象経費
 ⑪肥料費、⑯諸材料費、⑰動力光熱費（水道代を除く）
- ・補助額の算定方法

$$(⑪肥料費+⑯諸材料費+⑰動力光熱費) \times 1/2 \times 30\%$$
- ・対象経費を3つの⑪・⑯・⑰以外に計上している場合は、別途、領収書や請求内訳書などの書類が必要となります。

・対象経費

- ⑪肥料費、⑯諸材料費、⑰動力光熱費(水道代を除く)

・補助額の算定方法

(**⑪肥料費+⑯諸材料費+⑰動力光熱費**) ×1/2×30%

- ・対象経費を3つの⑪・⑯・⑰以外に計上している場合は、別途、領収書や請求内訳書などの書類が必要となります。

白色由告収支内訳書の場合

會報 5 年幼兒身心健康 (雙週刊使用)

新規の機械を導入するため、機械の購入費と運送費を含む総額は、約1億5千万元に達する。

卷之三

・対象経費

- 二肥料費、チ諸材料費、又動力光熱費(水道代を除く)

・補助額の算定方法

(二肥料費+チ諸材料費+又動力光熱費) ×1/2×30%

- ・対象経費を3つのニ、チ、ヌ以外に計上している場合は、別途、領収書や請求内訳書などの書類が必要となります。